平成２８年（フ）第１０９号
盛岡市下太田下川原163番地45　パナハイツ下川原３号
債務者　松ノ木江利子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４６号
群馬県館林市東美園町17番地の１　フジビルー501
債務者　吉田　達也
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１００号
愛知県稲沢市国府宮１丁目６番22号
債務者　佐藤　光明
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０１号
愛知県稲沢市国府宮１丁目６番22号
債務者　佐藤　昌美
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県小野市広渡町462番地
債務者　前田　和久
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２４号
福岡県大牟田市諏訪町３丁目57番地６
債務者　安心院孝志
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１１０号
和歌山市三葛117番地５
債務者　奥田　　勝
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
和歌山市森小手穂802番地５
債務者　田村　和子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０号
和歌山市栄谷263番地27
債務者　橋本　和雄
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７号
和歌山市中之島380番地
債務者　食彩喜州こと　**徳**井　正幸
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
北九州市八幡西区萩原２丁目３番４ー402号
債務者　角　　尚子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５号
秋田県湯沢市駒形町字八面袖沢67番地２
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１０８号
和歌山県海南市日方1500番地６　海南駅前団地１ー４ー404
債務者　手束　香住
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２号
和歌山県有田郡有田川町大字久野原464番地９
債務者　辻本正義建築こと　辻本　正義
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９号
和歌山県岩出市清水442番地（305号）
債務者　畑下　裕憲
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号
和歌山市加納417番地４　金屋荘Ｂ
債務者　宮田　美紀
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕447番地の１　カーサプリマデーラＢ　101号
債務者　玉井　宣子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
岐阜県大垣市切石町１丁目68番地
債務者　宜志富一代
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係